

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「信頼を得るを第一とし、自己研鑽・社業発展に励み、因って社会に貢献するを旨とする」という経営理念のもと、株主・取引先・社員をはじめとするステークホルダーからの信頼構築はもとより、社会貢献に努め、長期的に企業価値を高めていくことを目指しております。加えて、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制の構築及び経営の透明性の確保が重要な責務であると認識しており、適切かつ有効なコーポレート・ガバナンス体制の構築・整備に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1－2－4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳】

当社は、書面による議決権行使制度を採用しておりますが、現状で議決権行使に大きな支障はないものと考えているため、議決権電子行使制度は採用しておりません。また、外国人株主比率は1%以下であり、招集通知の英訳は行っておりません。今後は、機関投資家及び海外投資家の株式保有比率などを勘案のうえ、検討してまいります。

【原則4－1－2 中期経営計画】

当社は、中期経営計画の詳細については公表しておりませんが、中長期の経営戦略、ビジョンを掲げ、方針・目標・営業戦略についてIRを通して株主・投資家に説明しているほか、ホームページ上にて開示し、共有認識を醸成できるよう努めています。また、毎期初において第2四半期及び通期の予算額を開示し、目標達成に向けて社員一丸となって邁進しており、目標額と一定の乖離が生じた場合には、開示を行っております。

【原則4－2－1 業績連動報酬等の設定】

取締役の報酬については、毎年、定期株主総会後の取締役会で、会社の業績や経済情勢等を総合的に判断し、個別の報酬額を決定しております。中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬等の導入については、今後必要に応じて検討してまいります。導入の際はその割合や自社株と現金との割合についても適切に設定すべきと考えております。

【原則4－8－1 独立社外取締役の情報交換・認識共有】

独立社外役員のみを構成員とする会合は定期的に開催しておりませんが、2人の独立取締役は、取締役会開催前後に他の取締役とは別に情報交換を行うなど、認識共有を行っております。

【原則4－8－2 筆頭独立社外取締役の選任】

筆頭独立社外取締役は選任しておりません。独立社外取締役は、取締役会において当社の経営に資する有限な提言を行っており、また、必要に応じて経営陣と話し合いの機会を設けていることから、現体制が有効であると認識しております。

【原則4－10－1 指名・報酬への独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は、独立社外取締役は現在2名であり、取締役会の過半数には達成しておりません。任意の諮問委員会の設置はしないものの、取締役の指名や報酬などの重要な事項に関しては、当該独立社外取締役が適切な助言を適時行っております。

【原則4－11－3 取締役会の実効性の分析・評価】

現時点では取締役会全体の実効性の分析・評価は未実施ですが、より実効性の高い取締役会実現に向けての取り組みを充実していく所存です。各取締役からの自己評価をベースに、取締役会全体の実効性の分析・評価及びその開示についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－3 資本政策の基本的な方針】

当社は、当社グループの事業の拡大、収益力の向上等による企業価値の拡大を目指し、資本効率の最適化に努めています。迅速かつ果斷な事業展開を行うために必要となる十分な株主資本の水準、及び安定的な経営を担保する株主構成を維持することを資本政策の基本としております。また、株主還元につきましても、重要な課題であると認識しており、業績に対応した配当を継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】

<当社の政策保有に関する方針>
当社は、取引先との関係の構築・強化の観点から当該取引先等の株式を政策保有株式として保有しております。政策保有の判断は、当社の中長期的な企業価値の向上を総合的に判断して取締役会で実施しております。

<政策保有株式に係る譲渡権の行使について>

当社は、政策保有株式の譲渡権行使について、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるかどうかを総合的に判断しております。したがいまして、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断いたします。

【原則1－6 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、決算説明会や株主総会の場を活用して十分な説明に努めてまいります。

【原則1－7 関連当事者間の取引】

当社が当社役員や主要株主との取引を行う場合には、当該取引につき取締役会にて承認を得ております。また、継続的な取引については、すべての取締役に対し、関連当事者との取引の有無ならびにその内容について年に1回文書で確認を行い、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則3－1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
経営理念や経営戦略を当社ウェブサイト、決算説明資料にて開示しております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(iii) 役員報酬の決定方針と手続

取締役の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針を明文化しておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査等委員である取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員会である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

(iv) 取締役選任・指名の方針と手続

取締役候補の指名を行うに当たっての方針及び手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、以下の事項を考慮し選定並びに指名を行っております。

1. 取締役候補の選定について

当社の企業理念を深く理解し、当社グループの更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を的確に把握し他の役職員と協力して問題解決する能力があること、法令遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

2. 監査等委員である取締役候補の選定について

当社の企業理念に基づき、取締役の職務を監査し、法令又は定款違反を未然に防止し、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

3. 社外役員候補の選定について

社外役員は、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な個人的関係、資本関係その他利害関係がないこと、経営、法務、財務及び会計等の分野で豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題を把握し、経営陣に対して適切に意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(v)取締役個々の選任・指名の説明

取締役の候補者の個々の経験については、株主総会招集通知添付の参考書類ならびに有価証券報告書にて開示しております。加えて、社外役員候補者については選任理由も同書類に記載しております。

【原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲の明確化及び開示】

取締役会で決議すべき経営に関する重要な事項については、取締役会規程で審議事項を定めており、それ以外の事項については代表取締役に決裁権限を委譲して、意思決定のスピードアップを図っております。取締役会は、代表取締役の決裁と執行の状況を監督しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、その役割・責務を果たすべく、そのような資質を備えた独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任については、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の独立性基準を参考に、各分野での経験と見識に基づく視点から経営の監督及びチェック機能について十分な実効性を確保できる人材を登用しております。

【原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス等や規模の考え方】

当社の取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を持った多様なメンバーで構成されることが必要であると考えております。

【原則4-11-2 兼任状況の開示】

当社の取締役の重要な兼職の状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しております。社外役員以外の役員は、他の上場会社の役員は兼任しておらず、当社の業務に全力を振り向けております。なお、社外取締役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内に留めております。

【原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

新たに取締役に就任する際には、役員として遵守すべき法的な義務、責任等について適切な説明を行い、必要に応じて外部研修機関を活用しております。社外役員に対しては、就任時に当社の事業、財務、組織等につき説明を行っております。また、就任後も継続的な知識・能力の向上と更新を図るため、継続的に研修や情報収集の場を提供しており、当該費用については全額会社が負担しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話を促進する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。

1. 株主・投資家に対して公平かつタイムリーな情報開示を行う。
2. 社長をはじめとした経営陣幹部は、投資家説明会への参加や開かれた株主総会の運営により、株主との対話を積極的に進める。
3. 社長直轄組織である経営企画室をIR担当部署とし、対話において把握した株主の意見をまとめるほか、取締役及び関係部門へフィードバックし、情報の共有及び活用を図る。
4. 役職員に対してインサイダー情報管理の社内教育を徹底し、インサイダー情報の漏えい防止及び情報公開の公平に努める。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

策定している中期経営計画では、売上高、営業利益、当期純利益、ROE等の目標を設定しております。機関投資家並びに個人投資家への説明会及び当社ウェブサイトにて、中長期的な目標水準を明示するとともに、目標に向けた定性的、定量的根拠を日常のIR活動を通じ説明するよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ビアンナ	610,000	19.37
グリーンコア株式会社	300,000	9.52
オーウイル従業員持株会	117,700	3.74
小口 英器	90,000	2.86
株式会社伊藤園	90,000	2.86
青柳 年英	50,000	1.59
加賀電子株式会社	44,000	1.40
大野 新司	40,500	1.29
小口 八穂子	36,500	1.16
小西 啓之	36,400	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期 3月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 9名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
霞 信彦	他の会社の出身者										
廣田 哲治	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
霞 信彦	○	○	独立役員に指定しております。	当該社外取締役は、法学博士として培われてきた専門知識と経験ならびに高い法令順守の精神を有しており、且つ、当社との関係において、一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当していないことから、当社の独立役員に適任であると判断し、指定いたしました。
廣田 哲治	○	○	独立役員に指定しております。	当該社外取締役は、公認会計士及び法学博士としての豊富な知識と経験等を有しており、企業の経営に関し、多方面から全般的なアドバイスをいただけるものと期待しております。また、当社との関係において、一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由に該当していないことから、当社の独立役員に適任であると判断し、指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

全委員(名) 常勤委員(名) 社内取締役(名) 社外取締役(名) 委員長(議長)

監査等委員会 3 1 1 2 社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 なし

現在の体制を採用している理由

当社は、常勤の監査等委員を選任していることから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を選任しておりません。ただし、監査等委員会が必要とする時には、補助すべき使用人を監査等委員会事務局として設置することができることとしています。その場合、補助すべき取締役及び使用人の任命、異動及び人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得るものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、平成28年6月24日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査役会設置会社時において、監査役は、会計監査人が行う監査及び監査講評に立ち会うほか、監査の過程において、会社運営上の諸問題について適宜意見の交換を行い、会計監査人による監査終了後には監査に関する報告及び説明を求め、指摘事項等について協議しております。監査役会は、会計監査人による監査報告の内容、監査の全過程を通して協議した内容に基づき監査意見を検討し、監査報告を作成しております。監査等委員会設置会社移行後についても、移行前と同様に、監査等委員である取締役は、会計監査人と定期的な会合を含め、必要に応じ情報交換を行い、相互の連携を高めてまいります。

また、監査役会は、内部監査室と監査計画立案の際に、スケジュールや監査項目の選定及び頻度等について助言し、内部監査実施後に報告を受けるなど、内部監査室と監査項目について必要な意見交換を行っておりました。監査等委員会設置会社移行後の監査においては、内部統制システムを利用した組織的監査が必要であり、内部監査室との連携が不可欠であることから、引き続き内部監査室との密な連携を維持し、監査の実効性・効率性を高めてまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する なし
任意の委員会の有無

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

業績、市場環境、株価等を総合的に勘案し、取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年3月期の取締役及び監査役に対する報酬金額は以下のとおりであります。

取締役に対する年間報酬金額 184,800千円
監査役に対する年間報酬金額 10,200千円
社外監査役に対する年間報酬金額 9,300千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

当社では監査等委員会の募集事務、議事録の作成その他監査等委員会の運営に関する事務においては基本的には常勤監査等委員が行っておりますが、監査等委員会がサポートを必要とするときには、補助すべき使用人を監査等委員会の事務局として設定することができる旨を「内部統制システム構築に関する基本方針」明記しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査等委員会設置会社移行後の取締役会は、監査等委員会である取締役3名を含む計9名の取締役で構成されており、うち2名は社外取締役であります。

監査役会設置会社時の取締役会は、原則として毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針、事業計画、その他経営に関する重

重要な事項の決定を行い、各取締役から業務の執行の報告を受け、関係会社の重要な業務執行、内部統制やリスク管理の運用状況の監督を行つておりました。監査等委員会設置会社移行後においても、移行前と変わらず、法令、定款及び取締役会規定に基づき、適時適切な取締役会の運営に努めるとともに、職務執行について取締役相互に監視・監督を行つてまいります。

監査等委員会設置会社移行後の監査等委員会は、3名で構成され、うち1名は常勤監査等委員会、うち2名が社外取締役による監査等委員会であります。

監査役会設置会社時の監査役会は、監査役会が定めた監査の方針・業務の分担等に従い、取締役会や重要会議等への出席、稟議書及びその他の重要書類の閲覧、当社ならびに子会社の業務や財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査・監督を行つておりました。監査等委員会設置会社移行後においては、監査等委員会を定期的に開催し、業務遂行の違法性、妥当性の監査を実現してまいります。常勤監査等委員会を選定し、取締役会及び重要会議等への出席などによる社内情報の収集等を通して、多角的な視点から取締役の業務遂行を監査いたします。また、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に意見交換を実施し、情報共有を行い、会計監査の有効性及び実効性を高めています。社外取締役2名については、当社が株式を上場している東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員(以下「独立役員」といいます)として届けており、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えているものと判断しております。

当社は、社長直轄組織として内部監査室を設置し、内部監査室は、業務の執行が適法、適正かつ合理的に行われているかどうか、業務活動全般について監査を行つております。

当社は、法令等の社会的規範を順守し、誠実かつ適切な行動を適宜迅速に行ふことを目的として、「オーウィル・コンプライアンス憲章」、「コンプライアンス規定」を制定し、コンプライアンス委員会を設置しております。また、顧問弁護士並びに各種専門家から法務、税務に関する指導、助言をいただく体制を整えることにより、コンプライアンス体制の充実を図っております。また、食品原料を取り扱つており、「食の安全性」の確保が当社の重要な課題であることから、品質管理委員会を設置し、リスクの発生防止の観点から事前対応の意識の指導と体制設備を行つております。

当社は、会計監査人設置会社として、有限責任あずさ監査法人を会計監査人として選任しております。なお、有限責任あずさ監査法人及びその指定有限責任社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成28年6月24日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

この移行は、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、取締役会の監査・監督を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を企図するものであります。取締役会の監督機能をさらに強化することにより、経営の健全性と透明性の向上を目指しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度、個人投資家向けに会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期毎に、決算情報を掲載しております。また、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書等についても、随時更新しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室がIR業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社役員及び従業員は、「オーウィルコンプライアンス憲章」に則り行動することにより、社会からのご期待に応え、一層信頼される企業づくりに努めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の環境方針に基づき、地球環境保全に継続的に取り組んでおります。
その他	当社は、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の設備や、育児及び介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。女性の管理職への登用も進んでおります。なお、当社の取締役9名のうち1名が女性であり、今後も活躍推進を含む多様性の確保を推進してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムに関する基本的な考え方>

当社では、「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、当社グループの業務運営の透明性及び財務報告の信頼性を高め、法令を遵守し、資産の保全を図ることを目的として内部統制システムを構築しております。

当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、平成28年6月24日開催の取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」の改定を決議いたしました。当社の内部統制システム構築に関する基本方針は、以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「オーウィルコンプライアンス憲章」を制定し、役職員の業務遂行に係る法令遵守体制を整備するとともに、企業倫理の確立を図る。

・当社はコンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置付け、「コンプライアンス規程」を制定し、それに基づいたコンプライアンス委員会を設置するとともに、役職員に対する教育・研修を継続的に実施し、役職員におけるコンプライアンスの徹底に努める。

・社長直轄の内部監査室による監査を実施し、取締役会に対して、コンプライアンスの状況を報告するとともに、その体制の見直しを随時行う。

・内部通報制度を導入し、法令・定款等の違反行為を未然に防止するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。

・法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。

・当社は反社会的勢力に対し、一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求には応じないことを規程等に明文化し、社内の周知徹底を図る。

・財務報告の信頼性を高めるため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役及び従業員の職務執行に係る情報については、文書・情報の取扱いに関する規程に従い、議事録、稟議書、契約書、報告書その他取締役の職務の執行に係る文書・情報を適切に保存、管理する。

・保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。

・取締役は、必要に応じていつでもこれら保存された文書を開覧することができるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社の事業活動の遂行に関するリスクについては、管理本部を中心に全社連携によるリスクマネジメント体制を基本とする。

・当社は、必要に応じて規程、ガイドライン、マニュアルの制定・配布等を行い、損失の危険を予防・回避する。

・リスクが顕在化し、重大な損害の発生が予測される場合は、代表取締役社長が指揮する緊急対策本部を設置し、リスクへの対処・最小化に努める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、「取締役会規程」「組織管理規程」「職務権限規程」等の規程に基づき、取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定め、取締役の職務執行の効率性を確保する。

・取締役会については「取締役会規程」に基づき運営され、毎月1回以上これを開催することを原則とする。取締役会では意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、必要に応じて顧問弁護士及び会計監査人等より専門的な助言を受ける。

5. 当社及び子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社間との取引が法令に従い適切に行われる事、さらに子会社が適切な事業運営を行なうため、親会社への定期的な財務報告、損失の危機発生時の親会社への速やかな連絡等の体制を整備する。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、原則として、当社の取締役又は使用人に子会社の取締役を兼務させ、当該兼務者をして、子会社の代表取締役及びその他の業務執行取締役の職務執行状況を当社に報告させる。

(2) 子会社の損失の危機の管理に対する規程その他の体制

・当社は、子会社の損失の危機を適切に管理するため、「関係会社管理規程」を制定し、同規程に基づいて子会社の管理を行う。

・当社グループの業務や財産の実態、想定されるリスク、その管理状況を把握し、経営の合理化及び効率性の増進を図るために、当社内部監査室は当社グループ各社に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ、当社の代表取締役社長を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。

・当社は、子会社における意思決定について、子会社の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織のかつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、子会社に対し、「オーウィルコンプライアンス憲章」の周知徹底を要請し、当社グループ全体としての統制環境の醸成に努める。

・当社は、当社の内部監査室をして、定期的に子会社に対する内部監査を実施させ、その結果を当社取締役会に報告せることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止すると共に、発見された問題への対策を適時適切に講じる。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会が必要とする時には、補助すべき使用人を監査等委員会の事務局として設置する。

7. 前号の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動及び人事権にかかる事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

・補助使用人は、監査等委員である取締役の指揮命令に従わなければならない。

・取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

・補助使用人は、必要に応じて外部専門家等の監査業務に関する助言を受けることができる。

8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告をすることとする。具体的には、取締役会や重要な会議等への監査等委員である取締役の出席について規定するとともに、社長決裁稟議書等の監査等委員である取締役への回覧、内部監査結果報告等の体制を整備する。

・監査等委員である取締役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換する場を設ける。

・内部監査室は、監査等委員である取締役と定期的に内部監査の結果について協議及び意見交換を行い、情報交換及び緊密な連携を図る。

(2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から

報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役等、社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に当社の監査等委員会に報告する体制を整備する。

9. 前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

10. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用又は負担した債務の弁済を請求した時には、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

・監査等委員会は「監査等委員会規程」に基づき、監査を行う。

・代表取締役社長は、監査等委員である取締役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行う。

・監査等委員である取締役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、重要な情報を共有できるようにする。

<内部統制システムの整備状況>

当社グループは、「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。業務の適正を確保するための運用状況にうち主な取り組みは次のとおりであります。

1. コンプライアンス体制の整備

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、コンプライアンス委員会を定期開催し、法令遵守について審議しております。同委員会には顧問弁護士及び監査等委員も出席し、重要な法的判断およびコンプライアンスに関する事項等については、必要に応じて助言を受けております。

また、内部通知制度に関しては、通知窓口を外部に設けたことから内部通知制度の一部を改訂し、従業員に周知を行っております。

2. リスク管理体制の整備

当社は、リスクを適切に管理し、損害の発生・拡大を未然に防ぐこと、また、食品原材料を取り扱っていることから、食の安全性の確保が重要課題と認識し、コンプライアンス委員会とは別に、品質管理委員会を設置しております。顧問である農学博士の指導による月1回の勉強会を通じ、クレーム対応や品質管理状況を分析し、記録を集めなど、リスクの低減及び品質・サービスの維持改善に努めています。なお、コンプライアンス委員会ならびに品質管理委員会の活動内容は取締役会に報告されております。

3. 適時開示体制の整備

当社は、株主・投資家、ステークホルダーに対して、当社への理解を深めて頂くとともに、会社法・金融商品取引法、その他の法令及び株式会社東京証券取引所の「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示に関する規則」(以下「ディスクロージャー規程」)に従い、株主・投資家、ステークホルダーに対し、正確な会社情報の公正かつ適時・適切な開示を以下のとおり行っております。

(1) 経営関連情報の報告体制

当社各部署が、業務を遂行する上で入手した経営関連情報を、ディスクロージャー担当部署に報告

(2) ディスクロージャー担当の部署

経営関連情報は各部門長からディスクロージャー担当部署へ適時報告、ディスクロージャー担当部署において一元的に管理

(3) ディスクロージャー会議

ディスクロージャー担当部署に報告された経営関連情報が、開示すべき重要事実等に該当するか否かを審議する機関としてディスクロージャー会議を設置

(4) 取締役会

ディスクロージャー会議の決定事項のうち、ディスクロージャー担当部署が重要と判断したものは取締役会に報告

(5) 経営関連情報の開示方法

経営関連情報の投資家への情報開示は管理復温部長もしくは管理副本部長の指名する者が行う

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当社は、反社会的勢力に対し、いかなる名目の利益供与も行わず、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切持たないことを基本方針とした「反社会的勢力対応規則」を制定し、運用しております。反社会的勢力からの要求・介入またはそのおそれがある場合、資金提供等の自己判断の禁止項目を定め、取引先を含めた一切の関係遮断、外部専門組織との連携、有事における民事と刑事の法的対応、組織としての対応方針について定めたものであります。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

「反社会的勢力対応規則」に基づいた、当社の整備状況は以下のとおりであります。

1. 反社会的勢力への対応の責任者を管理本部長とし、総務・人事部を対応部署と位置付け、取引先に関しては、定期的にweb検索機能等を利用し、可能な限り情報を収集し、反社会的勢力との一切の関係遮断に努めています。

2. 管理副本部長を長とするコンプライアンス委員会が、反社会的勢力との関連排除に関し、厳しく指導しております。また、役職員の更なる意識の向上を図るため、関係会社も含めて定期的に研修を実施しております。

3. 外部専門機関との連携としては、当社顧問弁護士や警察機関の専門家に相談し、適切な対応をとる体制を築いております。万一問題が生じた場合には顧問弁護士と相談し、民事と刑事の適切な法的対応をとることにしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

当社では、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることを最重要課題と認識しており、現段階では、買収防衛策の導入の予定はありませんが、中長期経営計画の検討課題として認識しております。

当社株式が公開買い付けに付された場合、株主構成に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示いたします。その際には、株主の権利を尊重し、株主が公開買い付けに応じることを妨げはいたしません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

